

特定秘密保護法案の慎重審議を求める意見書

現在国会で審議されている特定秘密保護法案（特定秘密の保護に関する法律案）は、11月25日に福島県で開催された公聴会で、各政党の推薦を受けた公述人全員が反対や慎重審議を求める意見を述べたが、その翌日の衆議院本会議で賛成多数で採決され、参議院に送付された。

国家が持つ情報を適切に管理する必要性は理解できるという声もあるが、本法案は特定秘密の定義と範囲がきわめて曖昧なために、時の権力者により範囲が恣意的に広げられる可能性が指摘されている。特定秘密の取り扱いと公益通報者保護制度との関係でも、特定秘密の範囲があいまいなために、良識ある公務員がこれを申し出る手法が確立されていない。

また、公務員に限らず、一般市民も対象にした厳罰規定も盛り込まれるなど、この法案のゆくえは国民全体にかかわる重要な問題である。

この法案には、法曹界やメディア関係者だけでなく、研究者や宗教者など、国内外のさまざまな団体が反対意見を発表している。また、世論調査でも「今の国会にこだわらず、慎重に審議すべきだ」との声が75%に上がった。

こうした国民の大多数の不安を踏まえると、参議院においては各論点を十分に掘り下げた慎重な審議が求められる。

よって小金井市議会は、国会及び政府に対し、国民の声を聴き、特定秘密保護法案に対して慎重な審議を行うことを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月2日

小金井市議会議長 篠原 ひろし

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様